

春日部市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第155号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(法第34条第8号の4の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条</p> <p>(6) 建築基準法第51条ただし書（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた建築物（令第21条<u>第19号から第22号まで</u>に規定するものを除く。）又は第一種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為</p>	<p>(法第34条第8号の4の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条</p> <p>(6) 建築基準法第51条ただし書（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた建築物（令第21条<u>第20号から第23号まで</u>に規定するものを除く。）又は第一種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為</p>

第2条 春日部市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(法第33条第4項の規定による最低敷地面積)</p> <p>第2条 市街化調整区域において、開発行為を行う場合における法第33条第4項の規定による予定建築物の最低敷地面積は、300平方メートルとする。ただし、法第34条<u>第13号</u>に掲げる開発行為その他良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める場合であって規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(法第34条<u>第11号</u>の規定による区域の指定)</p>	<p>(法第33条第4項の規定による最低敷地面積)</p> <p>第2条 市街化調整区域において、開発行為を行う場合における法第33条第4項の規定による予定建築物の最低敷地面積は、300平方メートルとする。ただし、法第34条<u>第9号</u>に掲げる開発行為その他良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める場合であって規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(法第34条<u>第8号の3</u>の規定による区域の指定)</p>
<p>第3条 法第34条<u>第11号</u>の規定により指定する土地の区域は、次に掲げる基準に基づき、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、住宅の建築を目的として、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日（以下「区域区分日」という。）前に造成された土地は、法第34条<u>第11号</u>の規定</p>	<p>第3条 法第34条<u>第8号の3</u>の規定により指定する土地の区域は、次に掲げる基準に基づき、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、住宅の建築を目的として、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日（以下「区域区分日」という。）前に造成された土地は、法第34条<u>第8号の3</u>の規定</p>

により市長が指定する土地の区域とする。
(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

第4条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ろ）項に掲げる建築物以外の建築物とする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められる場合で、市長が別に指定したときは、この限りでない。

(法第34条第12号の規定により定める開発行為)

第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第8条第1項第2号口からニまでに掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第8号までに掲げる開発行為は、この限りでない。

(6) 建築基準法第51条ただし書（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた建築物（令第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。）又は第一種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為

規定により市長が指定する土地の区域とする。
(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

第4条 法第34条第8号の3の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ろ）項に掲げる建築物以外の建築物とする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められる場合で、市長が別に指定したときは、この限りでない。

(法第34条第8号の4の規定により定める開発行為)

第5条 法第34条第8号の4の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第8条第1項第2号口からニまでに掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第8号までに掲げる開発行為は、この限りでない。

(6) 建築基準法第51条ただし書（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた建築物（令第21条第19号から第22号までに規定するものを除く。）又は第一種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為

附 則

この条例中第1条の部分は公布の日から、第2条の部分は平成19年11月30日から施行する。